

離婚協議書

夫（ 年 月 日生、以下甲という）と妻
（ 年 月 日生、以下乙という）は、離婚について協議した結果、
下記の通り合意確認する。

記

（趣旨）

第1条 甲と乙は協議離婚することとし、離婚届に各自署名押印した。

（親権者・監護者）

第2条 甲乙間の未成年の子（ 年 月 日生）と、
（ 年 月 日生）の親権者および監護者を乙と定める。

（養育費）

第3条 甲は乙に対して、及び の養育費として、平成 年 月から
が 歳に達する日の属する月まで、毎月金 万円を、毎月 日までに、
下記金融機関の乙名義口座に振込み送金により支払う。

上記養育費は、物価の変動その他事情の変更に応じて、甲乙協議の上増減できるものとする。

（面接交渉）

第4条 乙は甲が と面接することを認める。その面接の回数、日時・場所及び方法については、子の福祉を尊重し、甲乙が協議して定める。

（財産分与、慰謝料）

第5条 甲は乙に対し、
1) 財産分与として、甲所有名義の下記不動産を譲渡し、 年 月 日までに
乙の為に財産分与を原因とする所有権移転手続きをする。
（不動産の表示）

2) 慰謝料として、金 万円を支払う。支払期限は平成 年 月 日までに、
上記金融機関の乙名義の口座に振込み送金により支払う。

(その他の財産請求権)

第 6 条 甲と乙は、離婚に伴う財産上の問題は、第 5 条の定めるところで全て解決したことを確認し、他の何らの請求をしない。また、甲は乙に対して何らの請求をしないものとする。

(住所移転等通知条項)

第 7 条 甲と乙は、 が 歳に達する日まで、それぞれ住所、勤務先を変更した場合は、速やかにお互いの変更後の新住所、勤務先の名称、所在地及び電話番号を相手方に文書で通知するものとする。

(公正証書)

第 8 条 甲と乙は、本書作成後、本協議書各条項の趣旨による強制執行認諾約款付公正証書を作成することを合意する。

上記の通り合意したので、本書を二通作成し、各自一通ずつ保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所

氏名

印

(乙) 住所

氏名

印